

平成25年度入札契約制度の改正について

平成24年11月30日

第1 工事契約関係

○ 総合評価一般競争入札制度の一部改正（平成25年4月1日）

(1) 総合評価一般競争入札の対象を

ア 特別簡易型 許容価格1億5,000万円以上（現行：1億5,000万円以上5億円未満）の工事

イ 簡易型 技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、岡山市競争入札参加資格等審査委員会が指定する工事（現行：許容価格5億円以上の工事）

に改める。

(2) 総合評価点及び技術評価点の算定対象者を

- ・ 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書を提出した入札者（以下「有効入札書提出者」という。）

から

- ・ 有効入札書提出者で、かつ、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱に定める予備調査の数値基準を満たす者

に改める。

第2 建設コンサルタント業務等契約関係

○ 土木関係建設コンサルタント業務（設計金額200万円以上）、地質調査業務、補償コンサルタント業務の一般競争入札参加資格の一部改正（平成26年4月1日）

国土交通省の登録規程（建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程）に基づく登録を受けている者と同等としている緩和措置を廃止する。

例：土木関係建設コンサルタント業務の場合

- ・ 対象業務に係る部門について技術士又はRCCMを3月以上継続して専任で置いている者は、建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者と同様に入札に参加できる。

を

- ・ 建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者に限る。

に改める。

第3 その他の契約関係

- 小修繕業者登録制度試行の継続（平成25年4月1日）

現行制度のまま、再度試行する。

（平成25年4月1日名簿登載希望者の申請受付：

平成25年1月15日から平成25年1月31日まで）

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel (086) 803-1195
	Fax (086) 803-1764
	E-mail: kanri@city.okayama.jp